

社) インターナショナルメディカルアロマスクール

IMAS 認定講師規約

この利用規約は、(社) インターナショナルメディカルアロマスクール以下「本スクール」というが、提供する講座を IMAS 認定講師が開講し運営する際の規約について定めたものになります。

(適用範囲)

1. この規約は、本スクールを IMAS 認定講師として登録されるすべての講師に適用されます。
2. IMAS 認定講師は、本スクールの講師登録をした時点で本規約に同意したものとみなします。
3. IMAS 認定講師は、本規約を誠実に遵守してください。
4. IMAS 認定講師登録年齢は 18 歳以上とします。

(本スクール)

1. 本スクールは、会員である IMAS 認定講師に対し、IMAS 認定講師が開講できる各種アロマコースを提供します。

(IMAS 認定講師)

1. IMAS 認定講師とは、所定のコース検定に合格し、IMAS 認定講師養成プログラム終了後、本規約を承諾の上、本スクールが IMAS 認定講師と許可したかたを言います。

(IMAS 認定教師登録料)

1. IMAS 認定講師登録料は 10,000 円とし、コース検定合格後、6 か月以内に登録を完了することとします。期限を過ぎた場合、登録する権利を失います。

2. IMAS 認定講師として許可されたかたはスクールの認定講師と名乗ることができ、スクールが提供する各コースを開講し、独自の講習を行うことができます。

3 IMAS 認定講師はスクールとの雇用関係は存在せず、コース運営に関しては各 IMAS 認定講師が独自の運営で行うものとします。

(IMAS 認定講師情報の変更)

1. IMAS 認定講師は、入会時の申込書に記載した情報に変更があった場合、速やかに本スクールに Eメールにて情報の変更を申請するものとします。

(登録更新)

1. IMAS 認定講師は毎年4月（4月1日から30日の期間に更新料入金も含めて登録手続きをする）に行います。登録更新料は所得する資格ごとに5,000円とします。IMAS 認定講師は、休会を希望する場合は退会と同じ扱いとなります。

(退会)

1. IMAS 認定講師が、スクール会員の退会を希望する場合、IMAS 認定講師としての資格も同時に失います。IMAS 認定講師更新でつづきが更新月にされなかった場合も自動的に IMAS 認定講師の資格を失いコース開講の資格を失います。

(コース企画について)

認定講師は、別紙の開講手引きに従ってコースを企画し、スクールのホームページにスケジュールを記載することが出来ます。認定講師は、講習料を徴収、コース開催2週間前までには事前にテキスト、教材、受講証をスクールに注文し購入する義務があり、コースに間に合うように手配します。

(購入物資の返品について)

購入したテキスト、受講証、教材など、いかなる理由でも返品はできません。

(税金申告)

IMAS 認定講師は個人経営となり、コース開講による収入に関しては独自で税金申告を行います。

(出張について)

1. 遠距離からのコース要請にかかる経費（宿泊代、交通費、食事代）などは基本講習料の中からはまかない、追加費用が必要な場合は、スクールに報告する義務があります。遠距離の場合は、オンライン講座を開くこととします。

2. IMAS 認定講師が自分の都合によりコースをキャンセルした場合は、全額生徒に返金をおこないません。

各コース・検定のキャンセルポリシーについて

(遵守事項)

IMAS 認定講師、本スクールのコース開講について、次の事項を遵守してください。

(1) IMAS 認定講師としてプロの意識を持ち、ふさわしい服装、言葉使い、行いを心掛け、決められた時間とプログラムで教え、プライベートな会話でコースの時間を浪費するようなことがないようにする。

(2) 生徒の個人情報の守秘義務を守る。

(3) コースを開講するのに決められているふさわしい環境を作る。

(禁止行為)

IMAS 認定講師は、以下の行為を行わないでください。

(1) 授業中は特定メーカー名や商品名を使わない。また、受講者にスクール以外の商品の販売、勧誘をコース中に行なうこと。

- (2) 他の会員および IMAS 認定講師に迷惑のかかる行為をすること。
- (3) 他の会員および IMAS 認定講師と調和を乱すような行為をすること。
- (4) 故意、過失を問わず法令に違反する行為をすること。
- (5) 本スクールを中傷したり、運営に支障を与える行為をすること。
- (6) その他、本スクールが不適切と判断する行為をすること。

(IMAS 認定講師およびスクール会員の資格の取り消し)

本スクールは、IMAS 認定講師および会員が以下のいずれかに該当した場合、本人の承諾なく IMAS 認定講師およびスクール会員の資格を剥奪しコースの利用を停止し、IMAS 認定講師および会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 本スクールに対する批判、妨害の行為があった場合。
- (3) 他の会員からクレームが頻発したとき。
- (4) 本サービスを不正に利用した場合。
- (5) その他、本スクールが IMAS 認定講師としてまたはスクール会員として不適切と判断した場合。

(損害賠償)

IMAS 認定講師が、本規約に違反した行為、またはその他不正もしくは違法な行為によって本スクールに損害を与えた場合、本スクールは IMAS 認定講師に対して相応の損害賠償の請求を行なうことが出来るものとします。

(免責事項)

1. 本スクールは、本スクールの責に帰すべき事由を除いて、いかなる賠償責任も負わないものとします。